

学校いじめ防止基本方針

平成30年4月
川越町立川越北小学校

はじめに

本校では、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていける取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

（1）「授業づくり」においては、

① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

- ・学年部で日々情報交換を行い、児童の実態にあった授業づくりを模索し、どの子ども活躍できることを意識した授業を計画・実施します。
- ・どの教職員も授業実践を重ね、授業力の向上を目指します。

② 基礎・基本の確実な習得

- ・北小タイム等を利用し、児童の苦手な分野の補充を繰り返し行います。
- ・必要な児童に対し、補充指導を行い、また、家庭との協力体制を作ります。

（2）「集団づくり」においては、

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っています。

- ・児童会が毎朝率先して「あいさつ運動」を行い、1日の始まりが気持ちのよいものになるようにしていきます。
- ・道徳や総合的な学習の時間などに、学年に応じた授業の内容を計画し、ルールや規範・いじめについて考えさせる学習を行います。
- ・人権集会を計画・実施していくことで、教職員も児童も人権意識を高めます。
- ・「ていねいな言葉づかい」のモデルを教室掲示する、教職員間でお互いの授業を見合うなどの手立てを行い、教職員も児童も授業規律を共通認識し、徹底をはかります。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション力を育む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、児童会が中心となって、いじめのない

学校づくりを推進します。

- ・春の遠足や児童会の実施するゲーム集会などで、きょうだい学年を活用し、異学年交流を行います。
- ・道徳や学活の時間を利用し、ソーシャルスキルやエンカウターの手法を取り入れた授業に取り組み、コミュニケーション能力を高めます。
- ・運動会や大縄集会など、集団の一員として達成感を味わえるような取組をすすめます。

2 いじめ防止啓発

- (1) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり1・2」「いじめと向き合う」「いじめと暴力」「いじめ理解」「学校と警察等との連携」等を有効活用します。
- (2) 全校で行う「人権集会」の実施や、図画工作の授業の道徳的な教材として、「人権ポスター」等を作成するなど、全校で意識の高揚を図ります。
- (3) 各種相談機関を周知します。
 - ① 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）（北勢少年サポートセンター）
 - ② 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）
 - ③ 文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）（全国共通ダイヤル）
- (4) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ① 小学校低・中・高学年用のデジタル教材「事例で学ぶNet モラル」を道徳の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ② 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③ PTA活動の一環として、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を実施します。
- (5) 保護者・地域への啓発
学校だより・HPなどを活用したり、1年に1度参観日に道徳の授業を行ったりすることにより、学校の取組を保護者・地域に知らせていきます。

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきににくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的な取組み
 - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文なども活用しています。
 - ② 教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
 - ③ 定期的に生活指導に関わる情報交換を行い、全教職員が児童の共通理解をはかります。
- (2) 児童に、「いじめ調査」を年3回（毎学期）実施し、いじめの状況を把握しています。
- (3) 児童に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
- (4) 教育相談を実施しています。
「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
- (5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、児童の心のケアを日常的に行います。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (8) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

第3章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、学校関係者会議委員に参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「生徒指導委員会」を行っています。
 - ① 構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、各学年代表、養護教諭、スクールカウンセラー等です。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) PTA及び学校関係者会議と協働しています。
- (2) 事案により、保育所（園）、幼稚園、他の小学校、中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 福祉課、子ども家庭相談支援係と情報交換を情報共有を行っています。
- (4) 民生児童委員協議会（主任児童委員、民生委員児童委員）、青少年育成町民会議、社会福祉協議会、区長会等と連携しています。
- (5) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第4章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

第5章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市北警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 朝日川越交番や川越富洲原交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 川越町要保護児童対策等地域協議会
- (3) 津地方法務局四日市支局及び川越町人権擁護委員会

第6章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。

また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。